

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります。

## 無償化の対象者・保育料

**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児クラスの全ての子どもの保育料が無償化されます。**手続きは不要です。

- 無償化の期間は、満3歳になってから最初の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、満3歳から入園できる幼稚園や認定こども園の幼稚園利用については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
- 幼稚園については赤穂市の場合、公立幼稚園の保育料（最高額5,900円）、教育認定私立分保育料（最高額20,900円）が無償化されます。
- 保育所や、認定こども園の保育所利用の方の保育料も無償化されますが、**保育料に含まれている副食（おかず）分の給食費については、引き続き保護者の皆様にご負担をお願いいたします。**詳細は別途お知らせいたします。
- 副食分の給食費は引き続きお支払いいただきますが、負担が増える世帯が生じないように副食費の免除制度が拡充されます。免除対象者は次の通りです。
  - ・年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども
  - ・所得階層にかかわらず、幼稚園利用の方は小学校3年生までの兄弟から数えて第3子以降、保育所利用の方は幼稚園・保育所等を利用する兄弟から数えて第3子以降の子ども
- 給食費、食材料費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。

**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する0～2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化されます。**手続きは不要です。

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から現行制度を継続し、幼稚園・保育等を利用する兄弟から数えて、0～2歳児クラスまでの第2子は半額、第3子以降は無償となります。また、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

## 対象となる施設・事業

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。**  
 （注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。なお、地域型保育について赤穂市内に該当する施設はありません。

※国では待機児童解消の実現に向け、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿（2018年度～2020年度末までに約32万人分）の整備を進めます。また、保育士等の処遇改善にも適切に取り組んでいます。

## 幼稚園の預かり保育を利用する方へ

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、申請していただき、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。  
「保育の必要性の認定」を受けるには原則、通われている幼稚園を経由しての申請が必要となります。
- 「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用に準じた要件があります。
- 幼稚園の利用に加え、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。ただし、原則、一旦利用料を納めていただきます。その後、申請していただき、利用日数等に応じて全部又は一部を後日お返しします。
- 詳細は別途お知らせいたします。

## 認可外保育施設等を利用する方へ

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、申請していただき、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用に準じた要件があります。  
(注1) 赤穂市立幼稚園や認可保育所、赤穂あけぼの幼稚園の幼稚園部分、認定こども園の保育所部分を利用されている方は対象外です。  
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件の詳細は、お住いの市町村にご確認ください。
- 3～5歳児クラスの子どもは月額37,000円まで、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。  
ただし、原則、一旦利用料を納めていただきます。その後、申請していただき、利用日数等に応じて全部又は一部を後日お返しします。

### 【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設、認可保育所での一時預かり事業、すこやかセンターでの乳幼児一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等が対象となります。  
(注) 無償化対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化対象とする5年間の猶予期間を設けます。
- 詳細は別途お知らせいたします。

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3～5歳児クラスの利用料が無償化されます。

※今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。

## 問い合わせ先

赤穂市教育委員会 こども育成課  
市役所第2庁舎2階

TEL : 0791-43-7065      FAX : 0791-43-6895